

1 . 12/4 月身体拘束禁止を徹底するよう諸会議を通じ周知。

### < 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 >

徘徊しないように、車いす、ベッドに大幹や四肢をひも等で縛る。

転落しないように、車いす、ベッドに大幹や四肢をひも等で縛る。

自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。

点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をベッドに大幹や四肢をひも等で縛る。

点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミント型の手袋をつける。

車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。

他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに大幹や四肢をひも等で縛る。

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### < 緊急やむを得ない場合の3つの要件 >

#### 下記のすべての項目を満たすこと

切迫性 : 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2 . 13/4 月『身体拘束ゼロにむけての行動指針』を策定し、身体拘束についての意識改革を図る。

<「身体拘束ゼロ」に向けての行動指針>

「拘束はサービス利用者の基本的人権を犯す行為である」という意識改革を図る。

実践のケアにおける抑制・拘束に関するケアとその周辺を見直すとともに、拘束に関する情報を国内外から収集する。

拘束を減らすためのケアの工夫と知恵を蓄積し、活用する。

管理者は、スタッフの活動と行為を支持するとともに、事故を防ぎ、安全を確保するための条件を整える。

利用者とスタッフの安全を確保する条件を研究的な裏付けを持ってデータとして示す。

収集したデータを公表し、ケアをめぐる条件整備・改善を関係者に働きかける。

利用者を含む関係者とともにケア現場の改善のために共同する。